

令和5年度所定疾患施設療養費算定状況

入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、肺炎や尿路感染症などの疾病を発症した場合における施設内の対応について、以下のような条件を満たした場合に評価されることとなりました。

当施設では、所定疾患施設療養費を適切に算定し、入所者様の健康や安心に繋げていきたいと考えておりますので、治療の実施状況をご報告して参ります。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
人数	3	3	2	4	5	11	5	2	5	4	3	7
日数	26	29	13	30	20	68	24	17	38	34	29	52

※所定疾患施設療養費の算定条件

1. 所定疾患施設療養費は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する10日間を限度とし、月1回に限り算定するものであって、1月に連続しない1日を10回算定することは認められないものであること。
2. 所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次の通りであること。
 - (ア) 肺炎
 - (イ) 尿路感染症
 - (ウ) 帯状疱疹
 - (エ) 蜂窩織炎
3. 算定する場合にあっては、診断名及び診断に至った根拠、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。
4. 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。